二・三　（略）

四　事業者名、車両番号、運賃、料金その他の情報を音又は点字により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。ただし、これらの情報を提供できる者が乗務している場合は、この限りでない。

五　（略）

2　回転シート車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第一条の二に規定する設備を備えたものをいう。第九十六条第二項において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　事業者名、車両番号、運賃、料金その他の情報を音又は点字により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。ただし、これらの情報を提供できる者が乗務している場合は、この限りでない。

三　（略）

（出入口）

第四十八条　旅客が乗降するための出入口（舷門又は甲板室の出入口をいう。第九十九条第一項において同じ。）のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

（通路）

第五十一条　第四十八条第一項の基準に適合する出入口及び同条第二項の基準に適合する車両区域の出入口と第四十九条第一項又は第二項の基準に適合する客席（以下「基準適合客席」という。）及び前条の規定により設けられた車椅子スペース（以下「船内車椅子スペース」という。）との間の通路のうちそれぞれ一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

三　手すりの端部の付近には、当該通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

四・五　（略）

六　当該通路の末端の付近の広さは、車椅子の転回に支障のないものであること。

2・3　（略）

（昇降機）

第五十三条　（略）

2　前項の規定により設けられるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　籠の広さは、車椅子使用者が乗り込むのに十分なものであること。

二　（略）

3～5　（略）

6　基準適合客席又は船内車椅子スペースと船内旅客用設備が別甲板にある場合には、第五十一条第二項において準用する同条第一項の基準に適合する通路にエレベーターを一以上設けなければならない。

7　（略）

二・三　（略）

四　事業者名、車両番号、運賃及び料金その他の情報を音又は点字により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。ただし、これらの情報を提供できる者が乗務している場合は、この限りでない。

五　（略）

2　回転シート車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第一条に規定する設備を備えたものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　事業者名、車両番号、運賃及び料金その他の情報を音又は点字により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。ただし、これらの情報を提供できる者が乗務している場合は、この限りでない。

三　（略）

（出入口）

第四十八条　旅客が乗降するための出入口（舷門又は甲板室の出入口をいう。）のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

（通路）

第五十一条　第四十八条第一項の基準に適合する出入口及び同条第二項の基準に適合する車両区域の出入口と第四十九条第一項又は第二項の基準に適合する客席（以下「基準適合客席」という。）及び前条の規定により設けられた車椅子スペース（以下「船内車椅子スペース」という。）との間の通路のうちそれぞれ一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一・二　（略）

三　手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

四・五　（略）

六　通路の末端の付近の広さは、車椅子の転回に支障のないものであること。

2・3　（略）

（昇降機）

第五十三条　（略）

2　前項の規定により設けられるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　かごの広さは、車椅子使用者が乗り込むのに十分なものであること。

二　（略）

3～5　（略）

6　基準適合客席又は船内車椅子スペースと船内旅客用設備が別甲板にある場合には、第五十一条第二項の基準に適合する通路にエレベーターを一以上設けなければならない。

7　（略）